

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案参照条文

生物の多様性に関する条約（平成五年十二月二十一日条約第九号）抄

第二条 用語

この条約の適用上、

「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他の生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）抄

第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第五十二条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第七十条の二 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

大学令（大正七年勅令第三百八十八号）抄

第九条 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該大学予科ヲ修了シタル者、高等学校高等科ヲ卒リタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認めラレタル者トス

（略）

専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）抄

第五条 専門学校ノ入学資格ハ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノト検定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術、音楽ニ関スル學術技芸ヲ教授スル専門学校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ其ノ入学資格ヲ定ムルコトヲ得

（略）

商法（明治三十二年法律第四十八号）抄

第二百十一条ノ二 他ノ株式会社ノ総株主ノ議決権ノ過半数又ハ他ノ有限会社ノ総社員ノ議決権ノ過半数ヲ有スル会社（以下親会社ト称ス）ノ株式ハ左ノ場合ヲ除クノ外其ノ株式会社又ハ有限会社（以下子会社ト称ス）之ヲ取得スルコトヲ得ズ

一 株式交換、株式移転、会社ノ分割、合併又ハ他ノ会社ノ営業全部ノ譲受ニ因ルトキ

二 会社ノ権利ノ実行ニ当リ其ノ目的ヲ達スル為必要ナルトキ

）（略）

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）抄

（定義）

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 日本薬局方に収められている物
  - 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具、歯科材料、医療用品及び衛生用品（以下「機械器具等」という。）でないもの（医薬部外品を除く。）
  - 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）
- 2 15 （略）

独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）抄

（業務の範囲）

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 七 （略）

2 センターは、前項の業務のほか、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第二十条の二第一項の規定による立入検査を行う。

独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第百八十四号）抄

（業務の範囲）

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 五（略）

2 センターは、前項の業務のほか、種苗法（平成十年法律第八十三号）第五十三条の二第一項の規定による集取を行う。

3（略）

独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第百八十五号）抄

（業務の範囲）

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 六（略）

2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 二（略）

三 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第 号）第二十条の政令で定める事務

独立行政法人肥飼料検査所法（平成十一年法律第百八十六号）抄

（業務の範囲）

第十条 検査所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 四 (略)

2 検査所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 三 (略)

独立行政法人農薬検査所法（平成十一年法律第百八十七号）抄

(業務の範囲)

第十条 検査所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 二 (略)

2 検査所は、前項の業務のほか、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十三条の二第一項の規定による集取及び立入検査並びに同法第十五条の三第二項の規定による立入検査を行う。

独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）抄

(業務の範囲)

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 四 (略)

2 3 (略)

4 センターは、第一項及び第二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査を行う者の養成及び確保を行うことができる。

(区分経理)

第十二条 センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十条第一項及び第四項に規定する業務
- 二 (略)

独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)抄

(業務の範囲)

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 五 (略)
- 二 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。
  - 一 九 (略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)抄

(業務の範囲)

第十五条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 五 (略)
- 二 機構は、前項の業務のほか、薬事法第六十九条の二第一項又は第八十条の六第一項の規定による政令で定める立入検査、質問及び収去を行う。